

都内避難者に向けた取り組み～これまでとこれから～

東京三会復旧復興本部 都内避難者相談PT担当 第二東京弁護士会

亀井真紀

1 都内避難所に入っていく

東日本大震災による被害映像をテレビで見ながら、弁護士の無力さを感じた。救命、食料、ライフラインの復旧などが叫ばれる中で、こんな状況で法律の知識なんて何の役に立たないのではと思った。

そんな中、災害の情報交換メーリングリストで、都内にも避難所が作られていることを知った。3月下旬のことである。何ができるのかよく分からないままに、思わず参加表明した。これが後に私に三会災害復旧復興本部委員という肩書きがつくことになるきっかけである。

2011年3月から4月当時の都内の大きな避難所は、味の素スタジアム（調布市）、東京武道館（足立区）、東京ビッグサイト（江東区）、旧赤坂プリンスホテルであった。

どこの避難所も弁護士が入ることを歓迎というわけではなく、東京都をはじめとする関係機関との調整や交渉が常に必要だった。当時は東京都の姿勢に不満を感じたが、様々なボランティアの申し入れがある中で交通整理をするのに随分苦労していたのだろう。どこもかしこも混乱していた。

もうひとつ、我々弁護士が頭を悩ませていたのが、一体何が求められているのか、どうすれば被災者のニーズに応えられるのか、ということである。家族を失った人、家を失った人、原発事故から逃げてきた人に対して、「法律相談ございませんか？」と言ったところで首を振られるだけである。そこで、もう「法律」はやめて「何でも相談」「よろず相談」にしてしまおう、悩みを積極的に話してもらうのではなく、有用と思われる生活情報（例えば医療費の免除、生活支援金の貸付など）の整理と提供することに徹しよう、と割り切るのに時間はかからなかった。

当時、避難所で配布していた生活情報のチラシは被災地県弁護士会が作ってくれたものも合わせ

て数十種類程にも及ぶ。肩書きに関係なく集まった弁護士が夜な夜なパワーポイントでチラシを作る、更新する、相談に行く、配布する、という作業を繰り返していた。とにかく、できること、求められていることからやろうという思いで皆いっぱいだった。当然のことながら寝不足が続いたが、被災した人達のことを思えば、自分達が大変だなどと考える余地はなかった。

2 避難所から住宅へ

都内では避難所とは別に各区でも区営住宅や保養所などで被災者の受け入れを募集していた。散り散りになっている彼らが情報過疎になってはいけない、ということで私自身は当初こういった小規模受け入れ先避難者へのアクセス担当責任者を任された。

とりあえず、何名かに協力してもらい23区（多摩は多摩支部の方をお願いした）の割り振りをし、各区に問い合わせ、チラシ配布のお願い等の活動をはじめた。一人でも避難者がいると聞けばチラシを持参したり、遠く桧原村まで避難者の様子を窺いに行ったりした者もいた。しかし、各区も一応受け入れ先を掲げているものの、必ずしも区の担当者にやる気があるわけではなかった。避難者の「プライバシー」を盾に、そもそも何名どこにいるかも教えてくれず、また弁護士の無料相談や情報提供の申し入れにも難色を示すところもあった。

さらに、6月から7月にかけて、都内の避難所が次々と閉鎖され、避難者は本格的に都営住宅、民間借り上げ住宅などに移動するようになった。これを機に、避難者が何か困ったことがあれば気軽に相談・問い合わせできる窓口を弁護士会で作っておく必要があった。震災直後から無料電話相談があったのでそれを全面的に宣伝してもよかったが、問い合わせの件数が予測できないこと、相談会などをやって欲しいと考えている団体にもつなげなかった

ことから、三会で総合窓口となるホットラインサービスを作った。相談を受けたい人は霞が関や立川の無料相談にもつなげるようにした。

しかし、実際にはこの利用件数は芳しくなく、やはりこちらから積極的にアクセスしなければいけないとますます強く感じた。そこで、都内各自治体などに交渉し、避難者がある程度まとまっているような住宅で相談会を企画したり、区や団体の交流会イベントに参加したりする活動がやはり大事だということになった。

そうして行われるようになったのが、都内で最多の避難者が住んでいる東雲住宅での相談会(2011年6月下旬から2012年5月現在に至るまではほぼ毎週弁護士を派遣し続けている)、新宿百人町アパートでの相談会、中野区の団地自治会懇談会での相談、大田区主催の避難者向けバスツアーへの参加、その他各区公民館などで行われる巡回相談などなどである。特段マニュアルもない中で、期の若い弁護士が創意工夫で自治体などとの連携を模索し、企画を実現していく様には私自身も刺激を受けた。

3 現在、そしてこれから

2012年5月10日現在、都内には9493名の避難者が住んでいる。この内の大半が福島原発事故からの避難者である。

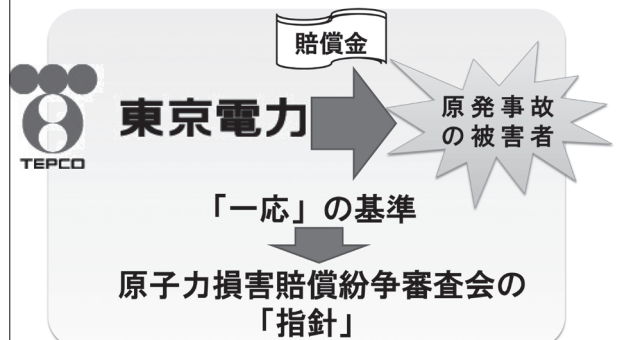
2011年9月1日に原子力損害賠償紛争解決センターが発足し、一方で東京電力の請求書が一斉に送付されたのを契機に、賠償問題がクローズアップされるようになった。そのため、東京三弁護士会の主導で会員有志による原発被災者弁護団もつくられた。都内での相談会でも、それまでの生活関連の情報提供中心から原発賠償問題のニーズに応えることにシフトしていった。三会復旧復興本部では、賠償問題を素人でも理解できるようにと紙芝居を作り、巡回相談で何度も何度も同じ説明をした。

ただ、センター発足後数ヶ月は、ADR手続きが周知されていないこと、ほとんどの被災者が申立をするメリットを感じられなかったことから、相談件数も伸び悩むようになった。東京電力へ直接請求もしない、でも弁護士に相談・依頼もしないという人が相当数いることが少しずつ判明してきた。

震災お悩み相談 ～記録ノートの使い方～

東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会
日本司法支援センター(法テラス)

法律(原子力損害賠償法)の仕組み

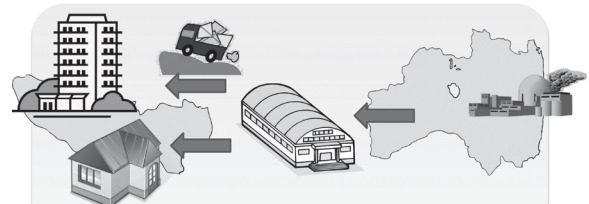


「記録ノート」とは？



これまで支出したいろいろな出費などを記録していただくもの

例：福島から東京への避難費用



避難の際の交通費・家財道具の移動費用・宿泊費等
→高速道路の領収証などを保管し、日時を記録しておきましょう。

このような状況に変化があらわれてきたのは、2012年2月にセンターで1号事件（2011年9月1日申立、大熊町から都内に避難をしてきた人の案件）の和解が成立してからである。建物の賠償が和解条項に盛り込まれたことでマスコミに大きく取りあげられ、「自分も」と関心を持つ人が一気に増えたのである。幸いこの1号事件の申立人当事者が協力して相談会などで申立の経験談を話してくれ、さらにADRへの関心が最近が高まっている。2012年4月に品川で行われた講演には遠方からも含めて65名の避難者が話を聞きにきた。5月に練馬で行われた

2号事件申立人の講演企画には60名の参加者があり、30件もの相談があった。

震災・原発事故から1年以上経ってなお、被災者にとっては被害が続いた状態である。生活や将来への不安ははかりしれない。賠償問題は生活の再建のために避けては通れない法律問題なのである。今まさに多くの人が弁護士の助けを必要としている。私たちはそれをしっかりと受け止める責務があると改めて強く感じている。